

## 兼任教員情報公開用（最近5年間の主な業績等）

2021年

氏名	齋藤 雅弘	担当科目	消費者法
学 位			
1980年3月	法学士		
主 な 学 歴			
年 月	事 項		
1974年4月 1979年11月 1980年3月	一橋大学法学部入学 司法試験合格 一橋大学法学部卒業		
主 な 職 歴・経 歴			
年 月	事 項		
1980年4月 1982年3月 1982年5月 1984年4月 1987年6月 1993年6月 1998年4月 1998年5月 2004年4月 2006年9月 2009年4月 2009年8月 2011年4月 2012年3月 2014年2月  2014年7月 2015年4月	最高裁判所司法研修所入所（司法研修所第34期） 最高裁判所司法研修所終了 弁護士（東京弁護士会登録）（～現在）四谷の森法律事務所 東京弁護士会消費者問題特別委員会委員（～現在） 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会委員／幹事（～現在） 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会副委員長（～1995年5月） 東京弁護士会消費者問題特別委員同委員会委員長（～1999年3月） 独立行政法人国民生活センター客員講師（～現在） 東海大学法科大学院非常勤講師（「消費者法」担当）（～2015年3月） 早稲田大学法科大学院・同法学部非常勤講師（「消費者法」担当）（～現在） 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会委員（～2020年12月） 経済産業省「消費経済審議会」臨時委員（～2015年1月） 東京都不適正取引防止対策専門助言員（～現在） 消費者庁参与（～2014年12月） 総務省総合通信基盤局消費者行政課「ICTサービス安心・安全研究会」「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」構成員（～2015年10月） 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事（～現在） 亜細亜大学法学部非常勤講師（～現在） ほか日本私法学会、公益法人研究学会、国際消費者法学会、日本消費者法学会所属等		
最近5年間の主な業績等			
年 月	事 項		
2011年11月 2013年6月 2013年7月 2015年5月 2017年3月 2017年12月 2018年10月 2019年3月  2012年12月	<<著書>> 共著『消費者取引と法－津谷裕貴弁護士追悼論文集』民事法研究会（400～476頁） 共著『消費者法と民法－長尾治助先生追悼論文集』法律文化社（205～221頁） 共著『電子商取引法』勁草書房（285～369頁）（中国語訳が北京大学出版社から2019年2月発刊） 共著『条解消費者三法』弘文堂（205～1144頁）（第2版を2021年前半には発刊予定） 共著『消費者法判例インデックス』商事法務（76～81頁） 単著『電気通信・放送サービスと法』弘文堂 共著『消費者法講義（第5版）』日本評論社（1～88頁、118～146頁、236～284頁） 共著『特定商取引法ハンドブック（第6版）』日本評論社 <<論文>> 「クーリング・オフの時間的拡張」商事法務『民事法の現代的課題－松本恒雄先生還暦記念』（113～155頁）		

2013年	「銀行員による仕組債の購入勧誘における適合性原則及び説明義務違反の有無（東京高裁平成23年11月9日）」『私法判例リマックス』46号（62～65頁）
2015年6月	「「ねずみ講」に係る法的論点—最近の事例を踏まえた要件・違法性の捉え方」『法律のひろば』68巻6号、（39～47頁）
2016年6月	「改正電気通信事業法の消費者保護ルール」『国民生活』2016年6月号（4～8頁）
2016年9月	「電気通信事業法・放送改正の概要と課題」『現代消費者』29号（69～80頁）
2017年11月	「通信販売仲介者（プラットフォーム運業者）の法的規律に係る日本法の現状と課題」『消費者法研究』第4号（105～152頁）
2019年4月	「大川小学校国賠訴訟事件—津波被災事故における学校の世知、管理・運営者の組織的過失と責任—」消費者法ニュース119号（139頁～146頁）
2019年4月	「日本におけるプラットフォーム運業者の法的規律の現状と課題—その後の状況の変化を踏まえた補論—」消費者法ニュース119号（170頁～204頁）
	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>ほか学会報告、シンポジウムにおけるコーディネーター・パネリスト等多数歴任</p> <p>著作・論文等及び社会活動の詳細については、「四谷の森法律事務所」のHP（<a href="https://www.yotsuyanomori.com/uploads/1/1/9/8/119866705/教育・研究業績一覧.pdf">https://www.yotsuyanomori.com/uploads/1/1/9/8/119866705/教育・研究業績一覧.pdf</a>）参照</p>